

財務省告示第四百三十一号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成十四年十一月二十日に発行した利付国債の発  
行条件等を次のとおり告示する。

平成十四年十二月五日

財務大臣 塩川 正十郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（二年）（第二百二

回）

二 発行の根拠 平成十四年度における財政運営  
のたための公債の発行の特例等に  
関する法律（平成十四年法律第  
二十号）第二条第一項及び財政  
融資金特別会計法（昭和二十  
六年法律第一百一号）第十一  
条第十

三 発行方法

価格を競争に付して行われる入  
札（以下「価格競争入札」とい  
う。）による発行（以下「  
競争入札発行」という。）及び  
競争入札と同時に行われる入  
札であつて、価格競争入札にお  
いて利率と  
し、価格競争入札において利率  
の決定を受けられた各申込みの  
価格を募入額により加重平均し  
て得られる価格をその発行価格  
とするものによる発行（以下「  
非競争入札発行」という。）

四 募入決定の

方法

イ 価格競争 各申込みのうち応募価格の高い

入札発行 各申込みのうち応募価格の低い

非競争入 各申込みの応募額を案分により

口 競争入 各申込みの応募額を案分により



とし、次の算式により算出した金額を支払う。その翌営業日に当該ときは、次の営業日に支払う。以下、同じ。）。  
 おいて規定する期日に、ついで同

$$\text{額面金額又は登録金額} \times \frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年の五月二十日及び十一月二十日を、各支払期にお  
 いて、その日以前六月間に属す  
 る利子を支払う。  
 平成十六年十一月二十二日を、  
 平成十六年十一月二十二日を、  
 支払う。算式により算出  
 した金額を支払う。

$$\text{額面金額又は登録金額} \times \frac{0.1}{100} \times \left( \frac{1}{2} + \frac{2}{365} \right)$$

十八	十七	十六	十五	十四	十三	十二
払込期日	入札参加	払場所	元利支	償還金額	償還金額	第二期以後の利子
平成十四年十一月二十日	財務大臣から通知を受けた者	取扱店並びに取扱郵便局	取扱店及び国債元利金支払	日本銀行本店、支店、代理店、	日本銀行本店、支店、代理店、	日本銀行本店、支店、代理店、